

宮崎県サービス管理責任者研修実施要領

サービス管理責任者研修（以下「研修」という。）の運営については、宮崎県サービス管理責任者研修事業実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

1 対象者

指定障害福祉サービス事業者において、サービス管理責任者として配置しようとする者又は指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者とする。

2 研修内容

(1) サービス管理責任者基礎研修

① 研修カリキュラム

標準的なカリキュラムは、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」（以下「サービス管理責任者研修事業国要綱」という。）別表1のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

なお、別表1の標準的なカリキュラムと別表5は、共通の内容とする。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱3（1）①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(2) サービス管理責任者実践研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表2のとおりとする。

なお、別表2の標準的なカリキュラムと別表6は、共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を延長することや必要な科目を追加することは差し支えない。

本研修は、令和3年度から実施するものとする。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱3（2）①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(3) サービス管理責任者更新研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表3のとおりとする。

なお、別表3の標準カリキュラムと別表7は共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱3（3）①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(4) サービス管理責任者専門コース別研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表4のとおりとする。

なお、別表4の標準カリキュラムは、別表8及び相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」(以下「相談支援従事者研修事業国要綱」という。)別表3の6と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

本研修は、令和3年度から実施するものとする。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱3(4)①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(5) 児童発達支援管理責任者基礎研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表5のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱第4(1)①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(6) 児童発達支援管理責任者実践研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表6のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

本研修は、令和3年度から実施するものとする。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱4(2)①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(7) 児童発達支援管理責任者更新研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表7のとおりとする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱4(3)①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

(8) 児童発達支援管理責任者専門コース別研修

① 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、サービス管理責任者研修事業国要綱別表 8 のとおりとする。

なお、別表 8 の標準カリキュラムは、別表 4 及び相談支援従事者研修事業国要綱別表 3 の 6 と共通の内容とする。

また、地域性、受講者の希望等を考慮して時間数を増やすことや、必要な科目を追加することは差し支えない。

本研修は、令和 3 年度から実施するものとする。

② 研修対象者

サービス管理責任者研修事業国要綱 4 (4) ①に定める者のうち、住民票所在地又は勤務地が宮崎県内にあるものとする。

3 受講の手続き

研修の受講を希望する者は、受講申込書を所属する事業所等を通じて、県又は県が委託した研修機関等に提出するものとする。

4 修了証書の交付

県は、研修修了者に対し、修了証書（様式第 1 号又は様式第 2 号）を交付するものとする。

5 参加費用の負担

研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当分については、受講者の負担とする。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月30日から施行する。

(様式第1号)

第 号

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める
年度宮崎県サービス管理責任者〇〇
研修を修了したことを証します

※ 〇〇には「基礎」「実践」「更新」「専門コース別」のいずれかが入ります。

※ 「実践」「更新」の場合は、以下に「次に更新研修を修了すべき期日」を記載します。

次に更新研修を修了すべき期日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月 日

宮崎県知事 印

(様式第2号)

第 号

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは、こども家庭庁の定める
年度宮崎県児童発達支援管理責任者
〇〇研修を修了したことを証します

- ※ 〇〇には「基礎」「実践」「更新」「専門コース別」のいずれかが入ります。
- ※ 「実践」「更新」の場合は、以下に「次に更新研修を修了すべき期日」
を記載します。

次に更新研修を修了すべき期日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

年 月 日

宮崎県知事 印